

河川事業

再評価原案準備書

常呂川直轄河川改修事業

事業名 (箇所名)	常呂川直轄河川改修事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業主体	北海道開発局																																																										
実施箇所	北海道北見市、訓子府町、置戸町					評価年度	令和3年度																																																										
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																																																																
主な事業の諸元	河道掘削、堤防整備等																																																																
事業期間	事業採択	令和4年度	完了	令和33年度																																																													
総事業費 (億円)	約374		残事業費 (億円)	約374																																																													
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月洪水に連続した3つの台風の影響により、戦後最大規模の洪水が発生し、堤防決壊等により浸水被害が発生している。 下流部及び中上流部の一部区間で整備計画で想定している規模の洪水を安全に流すための施設整備が完了していない。 <p><主な洪水被害></p> <table border="1"> <tr><td>昭和50年 9月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>1,111ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>1,060戸</td></tr> <tr><td>昭和54年10月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>59.2ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>277戸</td></tr> <tr><td>昭和56年 8月上旬洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>2,071ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>0戸</td></tr> <tr><td>平成 4年 9月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>690ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>26戸</td></tr> <tr><td>平成10年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>687ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>7戸</td></tr> <tr><td>平成13年 9月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>1,037ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>2戸</td></tr> <tr><td>平成18年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>0.3ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>27戸</td></tr> <tr><td>平成18年10月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>137ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>24戸</td></tr> <tr><td>平成28年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>307ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>65戸</td></tr> </table> <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動後(2°C上昇時)においても平成21年2月策定の河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、戦後最大規模である平成28年8月規模の洪水において家屋の浸水被害を防止する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:水害等災害による被害の軽減 施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 											昭和50年 9月洪水	: 氾濫面積	1,111ha	、	浸水家屋	1,060戸	昭和54年10月洪水	: 氾濫面積	59.2ha	、	浸水家屋	277戸	昭和56年 8月上旬洪水	: 氾濫面積	2,071ha	、	浸水家屋	0戸	平成 4年 9月洪水	: 氾濫面積	690ha	、	浸水家屋	26戸	平成10年 8月洪水	: 氾濫面積	687ha	、	浸水家屋	7戸	平成13年 9月洪水	: 氾濫面積	1,037ha	、	浸水家屋	2戸	平成18年 8月洪水	: 氾濫面積	0.3ha	、	浸水家屋	27戸	平成18年10月洪水	: 氾濫面積	137ha	、	浸水家屋	24戸	平成28年 8月洪水	: 氾濫面積	307ha	、	浸水家屋	65戸
昭和50年 9月洪水	: 氾濫面積	1,111ha	、	浸水家屋	1,060戸																																																												
昭和54年10月洪水	: 氾濫面積	59.2ha	、	浸水家屋	277戸																																																												
昭和56年 8月上旬洪水	: 氾濫面積	2,071ha	、	浸水家屋	0戸																																																												
平成 4年 9月洪水	: 氾濫面積	690ha	、	浸水家屋	26戸																																																												
平成10年 8月洪水	: 氾濫面積	687ha	、	浸水家屋	7戸																																																												
平成13年 9月洪水	: 氾濫面積	1,037ha	、	浸水家屋	2戸																																																												
平成18年 8月洪水	: 氾濫面積	0.3ha	、	浸水家屋	27戸																																																												
平成18年10月洪水	: 氾濫面積	137ha	、	浸水家屋	24戸																																																												
平成28年 8月洪水	: 氾濫面積	307ha	、	浸水家屋	65戸																																																												
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:125戸 年平均浸水軽減面積:97ha																																																																
事業全体の投資効率性	基準年度		令和3年度																																																														
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	559	C:総費用(億円)	221	全体B/C	2.5	B-C	338	EIRR(%)	10.8																																																							
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C																																																														
	残事業費(+10% ~ -10%)	2.3 ~ 2.8	残工期(+10% ~ -10%)	2.5 ~ 2.5																																																													
	資産(-10% ~ +10%)	2.3 ~ 2.8	残工期(+10% ~ -10%)	2.5 ~ 2.5																																																													
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2°C上昇時)の状況においても平成21年2月に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保でき、戦後最大規模である平成28年8月規模の洪水において家屋の浸水被害を防止することができる見込みである。 整備により、浸水家屋約6,800戸、浸水面積約4,400haを解消する。 河川整備計画の対象規模相当の洪水が発生した場合、浸水区域内人口が約14,000人と想定されるが、事業実施により0人に軽減できる。 同様に、避難率が0%の場合の想定孤立者数が、事業実施により約7,600人から0人に軽減できる。 同様に、電力の停止による影響人口が、事業実施により約4,300人から0人に軽減できる。 																																																																
社会経済情勢等の変化	<p><災害発生時の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 流域内人口は平成22年と比べやや減少しているが、世帯数はほぼ横ばい、65歳以上の人口の割合は増加している。 主要交通網であるJR石北本線や国道39号、国道238号のほか、てんさい製糖所の工場等が立地しており、これらに浸水被害が発生した場合、オホーツク地域と北海道内中核都市間の輸送や観光、地域の経済活動に影響を及ぼすものと考えられる。 <p><地域の協力体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として、関係機関で構成される「常呂川減災対策協議会」や「常呂川流域治水協議会」を開催し、常呂川の現状と課題を共有するとともに、各機関が減災のための各種取組を実施している。 地域市町村で構成されるオホーツク圏活性化期成会は、網定管内の開発促進を目的に組織され、毎年、常呂川流域の治水安全度の早期向上を要望している。 <p><関連事業との整合></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の迅速な避難により被害軽減を図るため、関係自治体に対してハザードマップの作成支援及び水文データや河川空間監視映像など必要な情報を積極的に提供しています。また、近年度々洪水被害が発生していることから、防災体制強化のため水防拠点の整備をしました。これにより、地域と連携した迅速な水防活動を実施している。 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進するため、「常呂川流域治水協議会」を設置し、「流域治水」の推進を図っている。 																																																																
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削 下流部において、河道断面が不足する区間の河道掘削を実施している。 堤防の整備 常呂川において、堤防整備を実施している。 危機管理型ハード対策 仮に越水等が発生した場合でも、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に、堤防の天端保護と裏法尻の補強を実施している。 																																																																
主な事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 当面の事業として、近年計画高水位を上回る洪水が頻発した下流部を中心に、平成21年2月に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、河道掘削を行う。 当面の事業以降は、気候変動後(2°C上昇時)の状況においても平成21年2月に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、常呂川流域に被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成28年8月規模の洪水において家屋の浸水被害を防止することを目標に、河道掘削、堤防整備、被害軽減対策を実施する。 																																																																
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p><コスト縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削残土の堤防盛土や農地への流用によるコスト縮減を行っている。 <p><代替案立案></p> <ul style="list-style-type: none"> 代替案については、複数の治水対策案を立案し、河道掘削案が優位と考えている。 																																																																
対応方針	継続																																																																
対応方針理	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。																																																																
その他	<p>(整備計画を変更する上での意見徴収)</p> <p>常呂川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の調査検討・実施に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト縮減に努めること。 2 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全の措置等を着実に実施すること。 3 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。 																																																																

※費用対効果分析に係る項目は令和3年評価時点